



2022年6月15日

各位

会社名 株式会社 J T O W E R  
代表者名 代表取締役社長 田中 敦史  
(コード番号：4485 東証グロース)  
問合わせ先 常務取締役 CFO 中村 亮介  
コーポレート本部長  
(TEL. 03 - 6447 - 2614)

**第10期定時株主総会「第2号議案 場所の定めのない株主総会開催を可能とする  
定款一部変更の件」に関する補足説明について**

2022年6月24日開催予定の第10期定時株主総会に付議する「第2号議案 場所の定めのない株主総会開催を可能とする定款一部変更の件」(以下、「本議案」)について、議決権行使助言会社の Institutional Shareholder Services Inc. (以下、「ISS」)が反対行使を推奨している旨の情報を入手いたしました。

つきましては、本議案に関して、下記のとおり当社の見解を補足説明いたします。株主の皆さまにおかれましては、議決権の行使にあたりご一読のうえ、本議案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

記

1. ISSの反対推奨の理由

ISSは、以下に掲げる点を理由に、本議案について反対行使を推奨しています。

- (1) 本議案が可決されると、現在の健康上の危機が解決した後においても、株主と協議する必要なく、場所の定めのない株主総会(以下「バーチャルオンリー株主総会」)を恒久的に開催することができるようになる。
- (2) 本議案の内容において、どのような状況下でバーチャルオンリー株主総会を開催するかについての説明が十分ではない。
- (3) 株主総会への株主のフィジカルな出席を完全に排除する動きは、株主と会社との質疑応答が困難となる可能性や、更には、経営陣が歓迎しないような株主の質問や行動は、経営陣に有利な方法で都合よく処理することが可能であるという懸念がある。

2. 当社見解の補足説明

(1) バーチャルオンリー株主総会開催の方針について

本議案は、今後の有事への備え及び機動的に株主総会を運営できるようにするために、あらかじめの定款変更をお願いするものであり、本議案が承認可決された場合でも、当社は

バーチャルオンリー株主総会を無制限に、また、恒久的に開催することを想定しておりません。当社は、感染症拡大又は災害リスクの発生その他合理的な事情等により、物理的場所を設けた株主総会を開催することが、株主さまの利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときに限って、バーチャルオンリー株主総会を開催する方針であります。

## (2) 株主総会の活性化・効率化・円滑化

バーチャルオンリー株主総会は、①非居住者を含む遠隔地の株主さまのご参加が容易となる、②物理的場所を設けた株主総会に比べて会場運営のコストを削減できる、③感染症の拡大、災害リスクが発生した場合等の有事においても株主さまが参集することなく開催が可能であり、(1)の方針に沿ってバーチャルオンリー株主総会が開催された場合であっても、株主総会の活性化・効率化・円滑化を妨げるものではないと考えております。

## (3) 株主さまとの有意義な対話の促進

バーチャルオンリー総会においては、株主さまの移動時間・費用・健康・安全等に配慮することで物理的な制約を取り除き、多くの株主さまにご出席いただき、権利行使の機会を提供できることから、(1)の方針に沿ってバーチャルオンリー株主総会が開催された場合であっても、株主さまとの有意義な対話を妨げるものではないと考えております。

また、バーチャルオンリー株主総会においても、会社法の原則どおり、会社は株主さまからのご質問、動議等を受け付ける必要があり、株主さまの権利を不当に制限することはできません。加えて、会社に不利な質問は取り上げない、経営陣に都合の良いように処理する等の恣意的な運営を行った場合、日本の会社法上、不公正なものとして株主総会決議の取消事由となり得ますので、当社がこのような恣意的な運用を行うことはございません。

さらに、バーチャルオンリー株主総会を開催するためには、当社が株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認が求められており、当社は両大臣からの確認を既に取得しております。

本確認の申請時には、「通信の方法に係る障害に関する対策についての方針」及び「通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針」の記載が求められており、当社が(1)の方針に沿ってバーチャルオンリー株主総会を実施することとした場合には、確認を受けた方針に従い、株主さまの利益確保に配慮し、公平性を実現する手段を検討し実施する予定です。

以上のとおり、当社といたしましては、現時点において、バーチャルオンリー株主総会を開催する場合を限定的に判断する方針であります。

今後は、株主の皆さまとの十分な対話を継続しながら、ビジネスのグローバル化や IT 技術をはじめとするイノベーションの進展等が著しい、新しい時代における株主総会をどのように運営していくのかについて、当社の株主構成、社会情勢、イノベーション技術の進展等の様々な状況を考慮し、株主さまの利益確保に配慮しつつ、慎重に、かつ、柔軟に検討を進めてまいります。

以上